

使用料の徴収業務を委託しています

比企広域市町村圏組合では、斎場及び霊きゅう自動車使用料の徴収業務を委託していますので、地方自治法第243条の2第2項の規定により、以下のとおり公表します。

委託事務の内容

- ・比企広域市町村圏組合斎場の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年条例第1号）第8条に規定する使用料の徴収
＜斎場使用料＞
- ・比企広域市町村圏組合霊きゅう自動車使用料条例（昭和58年条例第2号）第4条に規定する使用料の徴収
＜霊きゅう自動車使用料＞

委託先

＜斎場使用料＞

東松山斎場指定管理者

富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループ

代表者 富士建設工業株式会社

＜霊きゅう自動車使用料＞

富士建設工業株式会社

委託期間

＜斎場使用料＞

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

＜霊きゅう自動車使用料＞

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで